

## 難民と認定した事例

### 【事例 1】

申請者は、本国において、国営放送局に勤務するジャーナリストであったところ、番組編成会議において同局の報道方針を批判したことが原因で、政府与党関係者から自身の言動を監視されるようになったこと、同局が生放送した討論番組において意見を投稿したところ、その内容を見た上司から脅迫を受けたこと、さらにインターネット上の個人サイトにおいて、同局は政府のプロパガンダ機関である旨批判する内容の投稿をしたところ、これらの発言について反政府組織や様々なメディアからインタビューを受け、広く世界中に公開されたことなどを申し立て、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が、本国において著名なジャーナリストとしてテレビを始め多数のメディアで活発に活動していたこと、公共の場において本国政府に対する批判を繰り返し行っていたことは、供述や提出資料から事実であると認められ、本国に帰国した場合、「政治的意見」を理由として、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められ、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

### 【事例 2】

申請者は、本国において、宗教系非政府組織や野党政党などに所属して政権の批判を行ったことなどから、出頭通知が発出されたことを申し立て、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

難民認定申請においては、申請者の供述及び提出資料に不自然・不合理な点が認められ、その申立てを直ちに信用できないこと、申請者が行ったとする政権批判の内容は、本国の報道等によって誰もが知りえる内容と同様のものではなかったことなどからすれば、本国政府から殊更注視されているとは認められず、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされ、

申請者はこれを不服として異議申立てを行った。

異議申立手続において、申請者から新たに提出された申立てを裏付ける具体的な資料などから、申請者が本国において政権批判を行った後、政権から告発されたことは事実であると認められた。また、申請者は、本邦において、難民不認定処分となった後、新たに本国政府に批判的な団体を設立し、各国の大使館に働きかけるなど公然と活動をするに至っており、これらの行動から申請者が本国政府に個別に把握されている可能性はあると考えられ、これらの事情を併せ考慮すれば、申請者が本国に帰国した場合、不当に逮捕され、刑に処せられるおそれがあり、したがって、申請者は「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められることから、異議申立てには理由がある旨の決定がなされ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員の意見はいずれも前記同様の理由により、申請者の難民該当性は認められるというものであった。

### 【事例3】

申請者は、本国において、反政府デモに参加し身柄の拘束を受けたこと、本邦において反政府組織に所属し活動していることなどを申し立て、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が本国及び本邦で行った活動の状況や本国の情勢からは、申請者が本国に帰国した場合、反政府活動家として本国政府から殊更注視され、迫害を受けるおそれがあるとは認められないが、反政府活動を理由に本邦において難民認定を受けた同国人と婚姻していることから、本国に帰国した場合、反政府活動家の家族として本国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。